

教委高第3456号  
令和2年3月23日

各県立高等学校長  
大分豊府中学校長 殿

高校教育課長

終業式及び離任式、学校での教科書販売中止について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年2月28日付け教委高第3216号で通知したとおり、国の要請を踏まえ令和2年3月2日から当分の間臨時休業としています。

3月19日に県内で2例目の感染者が判明して以降、3月22日まで計21人の陽性反応が確認され、大変憂慮される事態となっています。感染経路は未だ解明されていないことから、感染の拡大防止を最優先し、公共交通機関を利用し多数の生徒が参集する学年末の終業式や離任式を始め、学校での教科書販売は中止します。

また、3月当初から、長期にわたって学校での教育活動が制限されていることで、生徒の心身の健康や学習指導への影響について懸念される所です。

については、下記のとおり対応願います。

記

- 1 終業式及び離任式、学校での教科書販売の中止について、生徒・保護者への電話連絡、ホームページや登録型メール配信システムによる情報提供等、適切な方法で周知を図ること。
- 2 3月23日から学年末休業期間における対応
  - (1) 在校生全員に対し、電話連絡により、健康状態など生活の様子を把握し、適切なアドバイスを行うこと。  
その上で、可能であれば、短時間の家庭訪問を実施すること。
    - ・健康観察や生活状況の確認（不要不急の外出を避けることの徹底）
    - ・春期休業中の課題配付及び学習上のアドバイス
    - ・教科書販売が終了していない場合は、家庭訪問若しくは郵送・宅配により確実に届けること。
  - (2) 学校ホームページ等の活用により、適宜、情報提供に努めること。

担 当	
高校教育課	阿部 充
電 話	097-506-5623
ファクシミリ	097-506-1796

教委特 3108 号  
令和 2 年 3 月 23 日

各特別支援学校長 殿

特別支援教育課長

### 離任式の中止について（通知）

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応については、令和 2 年 2 月 28 日付け教委特第 2882 号にて通知したとおり、国の要請を踏まえ令和 2 年 3 月 2 日から当分の間、臨時休業としています。すでに終業式の中止については、お知らせをしたとおりです。

3 月 19 日に県内 2 例目の感染者が判明して以降、3 月 22 日まで計 21 人の陽性反応が確認され、大変憂慮される事態となっています。感染経路は未だ解明されていないことから、感染拡大防止を最優先し、スクールバス、公共交通機関等を利用し、多数の幼児児童生徒が参集する学年末の離任式を中止します。

また、3 月当初から、長期にわたって学校での教育活動が制限されていることで、幼児児童生徒の心身の健康や学習指導への影響が懸念されるところです。

については、下記のとおり対応願います。

### 記

- 1 離任式の中止について、幼児児童生徒・保護者への電話連絡、ホームページや登録型メール配信システムによる情報提供等、適切な方法で周知を図ること。
- 2 3 月 23 日から学年末休業期間における対応
  - (1) 在校生全員に対し、電話連絡により、健康状態など生活の様子を把握し、保護者の不安などへの適切なアドバイスを行うこと。
  - (2) その上で可能であれば、事前連絡による保護者の同意の上、在校生の家庭訪問を実施すること。
  - (3) 家庭訪問の際は次のようにすること。
    - ・換気の悪い密閉空間、人が密集する、近距離での会話、の条件が重ならないようにすること。
    - ・滞在時間は短時間とし、健康や生活状況の確認及び学習上のアドバイスを行うこと。
    - ・課題や通知表などの物品は渡すのみとし、受け取らないこと。
    - ・訪問は午前と午後にそれぞれ一件のみとする、訪問の前後に手洗い、うがいをを行うなど、感染の予防と拡大防止に十分留意すること。
- 3 学校ホームページ等の活用により、適宜、情報提供に努めること。

問合せ先

特別支援教育課 企画・整備班 指導主事兼主幹 三原 彰夫 TEL 097-506-5545
---

(公印省略)

教委義第2216号

令和2年3月23日

各市町村教育委員会教育長 殿

大分県教育庁義務教育課長

県内における新型コロナウイルス感染症の感染症例の増加を踏まえた  
県立学校における式典行事等の取扱について

上記のことについて、県立学校においては別紙のと通りの対応といたしますのでお知らせします。

つきましては、下記の内容をご確認の上、貴教育委員会及び貴管下の義務教育諸学校における対応の参考にしてください。

#### 記

- 別紙1 終業式及び離任式、学校での教科書販売中止について（写）（高校教育課）
- 別紙2 臨時休業期間中及び春季休業中の生徒の健康管理について（写）（体育保健課）
- 別紙3 離任式の中止について（通知）（写）（特別支援教育課）

大分県教育庁義務教育課管理予算班
担当 溝口 茂生
連絡先 TEL 097-506-5512
FAX 097-506-1795
E-mail mizoguchi-shigeo@pref.oita.lg.jp

教委体第3295号  
令和2年3月23日

各県立学校長 殿

体育保健課長

臨時休業期間中及び春季休業中の生徒の健康管理について（通知）

令和2年2月28日付け教委高第3216号において、臨時休業期間中の部活動及び不要不急の外出の禁止について通知したところですが、休業期間が長期にわたっており、生徒の運動不足やストレスの蓄積が懸念されます。

については、下記事項に留意の上、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を屋外で意識的に行うよう指導願います。

なお、体調に異変がある場合は、速やかに学校に連絡するよう指導願います。

記

【屋外で運動する場合の留意事項】

- (1) 事前に必ず検温し、微熱、咽頭痛、咳などの症状がある場合は、外出を控えること。
- (2) 運動する場所への移動は、徒歩又は自転車とすること。
- (3) 一度に大人数が集まって、人が密集する運動とならないようにするとともに、近距離での会話等を避けること。
- (4) 公共の用具・器具の使用は避けること。なお、個人の用具を使う場合は、使用前後の消毒等、衛生管理を徹底すること。
- (5) 運動するために外出した際は、目的以外の場所に立ち寄らないこと。
- (6) 帰宅後の手洗いやうがいを徹底すること。

教育庁体育保健課学校体育班 担当 : 植木 弘晃 TEL : 097-506-5639
---

教委福第1666号  
令和2年3月23日

教育庁各所属長  
各教育機関の長  
各県立学校長  
殿

福利課長

新型コロナウイルス感染拡大防止のための健康管理の徹底について（通知）

標記については、令和2年3月2日付け教委福第1555号にて通知したところですが、県内において感染者が複数発生したことに伴い、改めて通知します。

下記のとおり職員一人ひとりが健康管理を行い、感染拡大防止に努めるようお願いします。

記

- 1 基本的な考え方：感染しても必ずしも発病するとは限らない。  
つまり、現在元気で勤務している人の中にも「既に感染している人」がいることを前提に下記の対策を徹底する必要がある。
- 2 体調管理について
  - (1) 毎朝検温し、記録しておくこと。  
呼吸器などの自覚症状の有無にも留意すること。
  - (2) こまめに正しい（入念な）手洗いや手指消毒を励行すること。
  - (3) 咳やくしゃみ等、有症状時のマスク着用（咳エチケット）の徹底
  - (4) 執務室内の定期的換気の実施（1時間に1回、1回あたり10分程度）
  - (5) 不要不急の外出を控えること。  
※別紙様式（健康管理チェックリスト）を体調管理等に活用すること。
- 3 医療機関受診中の職員の健康管理について  
感染者の発生が報告されている病院を含め、医療機関を利用している職員（家族も含む）及び持病のある職員（心疾患・高血圧・糖尿病・がん・ぜんそくや呼吸器疾患等）については健康観察を欠かさず、症状が出現した場合には、管理監督者に報告すること。  
また、報告を受けた管理監督者は、福利課担当者あて報告すること。  
なお、各教育事務所においては必要に応じて各市町村教育委員会へ情報提供願います。

担当：健康支援班 岡田・西本 TEL：097-506-5475 (内線：5483、5475)
--

本「チェックリスト」は、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に沿った対応状況を各学校で確認する際の参考として作成したものです。

参考

## 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

### 《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温，風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医，学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え，清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間，人の密集，近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため，(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり，実施内容や方法を工夫した上で，感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり，感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合



<児童生徒等>

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

・設置者は、都道府県等の衛生主管部局と  
学校内における活動の態様，  
接触者の多寡，  
地域における感染拡大の状況，  
感染経路の明否等  
 を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について十分相談



感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止



学校の全部又は一部の臨時休業

感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業の考え方

地域における新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急増等  
 (「感染拡大警戒地域」)



- ・感染拡大を抑える観点から「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底
- ・自治体首長が、外出自粛要請、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信

右の要請がなくとも



公共交通機関を  
通学等に利用している場合、時差通学や分散登校等の工夫も考えられる

臨時休業  
実施せず



首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として要請



臨時休業を実施

※適宜登校日を設定するなどの対応も可

※なお、今後、日本のどこかの地域で、爆発的に患者が急増する状況である「オーバーシュート」が生じた場合には、別途、国からその発生状況や必要な対応を示すこととなっています。

## 報道資料

## 4月1日以降の当面の対応

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や県内の感染状況等を踏まえ、4月1日以降の対応を次のとおりとする。

## 1 感染拡大防止の徹底について

## (1)感染防止対策として県民に以下のことを要請

- ①年度替わりにあたり、就学、就職、転勤など人の移動が多い時期であることも踏まえ、今週末を含む1週間は、人混みへの不要不急の外出やイベントなどへの参加を自粛すること  
特に、自覚症状がなく感染の発見が難しい場合が多い若い方は、慎重な行動をとること

また、当分の間、

- ②海外渡航並びに感染経路が不明な患者が増えている東京都や大阪府への不要不急の移動を自粛すること
- ③3月以降に、海外から帰国・入国した方並びに東京都や大阪府から転入・帰県した方は、2週間不要不急の外出を自粛するとともに健康観察を行い、感染が疑われる場合には、最寄りの保健所に速やかに相談すること

なお、これまでもお願いしているように、

- ④発熱や風邪症状などがある方は、無理をせずに仕事や学校を休み、外出を控えること
- ⑤効果的な予防策である入念な手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ⑥「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」、「近距離での会話」の3つの条件が重なる場所を避けること

## (2)大規模イベント等の取扱いについて

全国的かつ大規模なイベント等や、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なる集まりについては、当分の間、自粛を要請する。

ただし、主催者がどうしても開催する必要があると判断する際には、感染症対策を十分に講じた上で、慎重に行うよう求める。

## (3)PCR検査体制

1日あたり大分県、大分市合わせて132検体まで検査可能な体制を構築したことから、医療機関において、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合には、PCR検査の実施について、保健所に躊躇なく相談することを要請する。

## (4)医療提供体制(受入病床の確保)

感染拡大により医療崩壊を招かないことが重要であることから、感染症病床に一般病床を加え、118床を確保し、さらにその増床を図る。

同時に、現在感染者の診療にあたっている医療従事者の心理的負担を考慮し、本人や家族への風評被害の防止について県民へ周知・啓発を図る。

## 2 学校の対応について

(1)県立学校については、大分県内での感染が拡大していること、年齢が若い人の感染が見られることから、県内の発生状況を注視しながら、新学期に向けた準備を行う。再開については、近々に再度示される見込みの国の専門家会議の方針を受けて判断する。

(2)市町村立の小中学校・義務教育学校及び私立学校についても、始業式や入学式の実施及び学校の再開については、感染症対策を十分講じた上で行うことを要請する。



### 3 県立社会教育施設等について

(1)県立社会教育施設等は、引き続き、原則として休館とする。なお、県立図書館については、宅配による図書の貸し出しサービスは継続する。

(2)県立社会教育施設等における下記に該当する貸館行事について、引き続き、主催者に自粛を要請する。

- ①全国かつ大規模であるもの
- ②密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるもの

ただし、県立美術館のリヒテンシュタイン展において、施設内での利用者同士の接触がなく、かつ、感染防止対策を万全にした上で、4月3日(金)から、「大分県芸術文化友の会びび」会員(KOTOBUKI、TAKASAGO、UMEに限る。)を対象とした内覧会を実施し、状況を確認する。

その結果を踏まえて、県立美術館、歴史博物館、埋蔵文化財センターについて、適切な感染症対策を講じた上で、4月6日(月)から開館する。

### 4 経済対策(補正予算等)について

(1)3月27日に成立した令和元年度3月補正予算を早期に執行する。

(2)国の第2弾の緊急対応策を踏まえ、事業者や個人向けの金融対策、雇用調整助成金や県が創設した制度資金などの施策についての情報発信に加え、相談窓口での適切な支援メニューの紹介に引き続き注力する。

(3)また、国の第3弾の緊急対応策がとりまとめられた際には、令和2年度補正予算編成を含め、緊急に対応を行う。

(4)社会・経済機能を維持するため事業を継続している各事業所に対して、感染拡大防止を徹底するよう、引き続き下記事項を要請する。

- ①事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動(手洗い、咳エチケット等)の徹底
- ②在宅勤務(テレワーク)や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用
- ③事業場の換気等の励行
- ④発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除(テレワークの指示を含む。)や外出自粛勧奨
- ⑤出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等